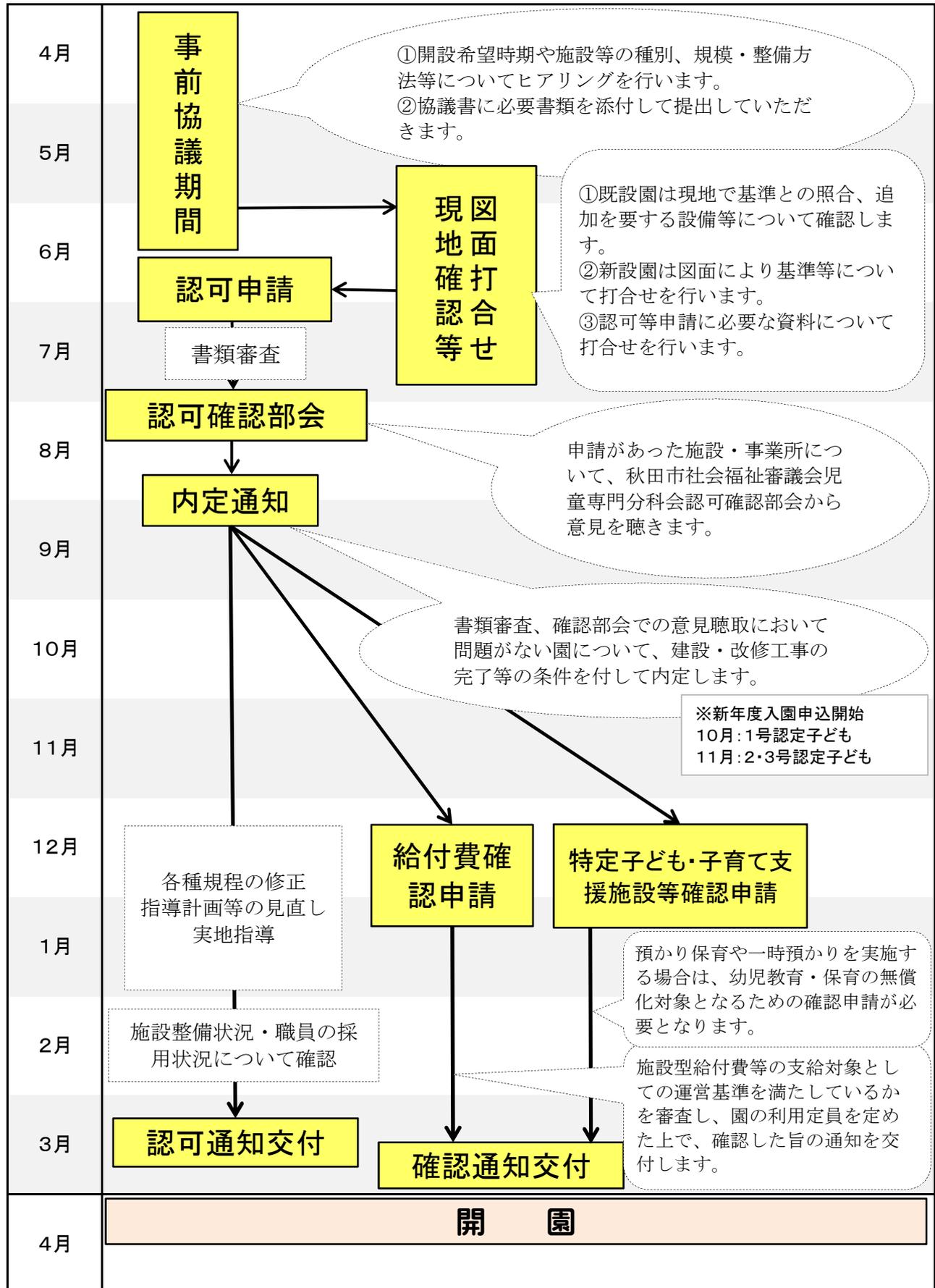


教育・保育施設、地域型保育事業の設置認可の流れ(令和6年度)



※令和6年度の設置認可は施設整備補助金を活用予定の認可および認定こども園に移行する園が対象となります。
 ※設置者変更による再認可手続きにつきましては、早めに子ども総務課指導監査担当にご相談願います。